

平成 2 9 年 第 3 回

おおい町農業委員会議事録

おおい町農業委員会
(平成 2 9 年 3 月 2 7 日)

召集年月日 平成29年3月27日(月)
召集の場所 おおい町里山文化交流センター

開会 平成29年3月27日 午後3時07分
閉会 平成29年3月27日 午後4時02分

出席農業委員(9名)

1番 早川 和夫(会長) 2番 溝口 智也 4番 岡 秀夫
5番 山本 修 6番 神野 淳一 7番 桑田 建太郎
8番 松宮 重信(職務代理) 10番 木村 憲雄
14番 古池 洋子

欠席委員(4名)

3番 菅原 儀左エ門 9番 細川 正博 11番 櫻井 隆治
12番 松井 厚雄

出席事務局

局長 反田志郎 次長 島田文紀 書記 竹浦千鶴

提出議案

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権
設定許可申請審議について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農
地利用集積計画審議について

議案第8号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めること
について

報告第3号 農地変換届について

報告第4号 農地変換届について

報告第5号 農地変換届について

報告第6号 農地の賃借料情報の提供について

事務局長

皆さんご苦労様です。

ただ今から、平成29年第3回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、3番菅原委員、9番細川委員、11番櫻井委員、12番松井委員の4名より欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていたおいております2議案と報告4件に、議案1件を追加させていただきます。

それでは開会にあたりまして、会長から開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしくお願ひいたします。

会 長

本日は、平成29年第3回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

[開 会]

議 長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、9名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

[日程1]

議 長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります、恒例により、わたしのほうから指名させていただきますでしょうか。

(異議なし)

議 長

それでは、14番 古池委員と 2番 溝口委員さんを指名いたします。

[日程 2]

議長 日程2 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議について を議題とします。

議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長

議案第6号は、〇〇の〇〇氏の農地を〇〇の〇〇〇が賃借権を設定し駐車場に転用するものであります。

詳細は、事務局書記に説明させます。

書記 はい、議長

(議案資料説明)

この申請は、申請地からおよそ350mに町役場とJR若狭本郷駅があり、市街地化が見込まれる区域にある農地として第2種農地に区分されますので、許可できるものと判断されます。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきましても、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

岡委員 はい、議長

岡委員 22日に神野委員と現地を確認してまいりました。

申請地は、海水が浸み込み水稲が出来ないことを所有者の〇〇氏が〇〇〇〇〇〇へ相談し、駐車場として利用する計画となったと事務局より聞いております。

事務局が説明しました許可基準に照らしましても転用は問題ないものと判断いたしました。

議長 ご報告ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

[日程 3]

議 長 日程 3 議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農地利用集積計画審議についてを議題とします。この案件は、おおい町長から同意を求められたものであります。

 それでは、議案について事務局に説明させます。

局 長 議案第 7 号は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条に基づいて利用権を設定するものでありまして、詳細は、事務局書記に説明させます。

書 記 はい、議長
(議案朗読)

 今回の設定は、借受人 3 名の始期が平成 2 9 年 4 月 1 日からの 1 5 件でございます。

 この利用権設定の同意判断につきましては、効率的利用が図られ、農作業に常時従事が可能で、下限面積以上であり、地域調和も図られるなど、いずれも、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、町が定めております「農業経営基盤の強化に促進に関する基本的な構想」に照らしましても、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

神野委員 はい、議長

神野委員 本案につきましても 2 2 日の午前中に現地を確認してまいりました。

全ての筆を確認いたしまして、いずれの農地も利用権が設定されることに問題ない農地であると判断いたしました。

議 長 ご報告ありがとうございました。
 それでは、議案第7号につきまして、ご意見、ご質問
 ございませんか。

(意見・質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございま
 せんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第7号 農業
 経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
 利用集積計画に係る意見照会については、町へ同意する
 ことといたします。

[日程 4]

議 長 日程4 議案第8号 農地等の利用の最適化の推進に
 関する指針を定めることについてを議題とします。
 それでは、議案について事務局に説明させます。

局 長 議案第8号は、農業委員会等に関する法律第7条第1
 項の規定により、農地等の利用の最適化を推進するため、
 遊休農地の解消及び担い手への農地集積について目標と、
 その推進の方法を定めるものでありまして、詳細は、次
 長に説明させます。

次 長 はい、議長
 本日追加させていただいた議案書をご覧ください。
 (議案朗読)
 平成28年4月1日から施行の、改正農業委員会等
 に関する法律の第7条は、農地等の利用の最適化の推進に
 関する指針についての規定となっており、農業委員会は、
 その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関す
 る目標と、それを推進する方法について指針を定めるよ
 う努めることとされています。

まず、遊休農地の発生防止・解消についてですが、平成32年の遊休農地面積を7.5haといたします。

これは、本町の耕地面積748haの1%にあたるものであり、遊休農地が1%にするというのは国が示す目標値です。

次に、担い手への農地利用の集積・集約化については、平成36年3月末時点の農地利用集積面積を603haとします。

これは、本町の耕地面積の80%にあたるものであり、これも国が示す目標値と同じとしています。

最後に、新規参入の促進目標については、毎年度1経営体としており、それぞれの推進方法は記載のとおりです。

この目標値に向かって、皆さまに取り組んでいただきたいと思います。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんか。

溝口委員 　　県の大会に参加した際に聞いた集積面積と違うように思う。

次長 　　県の大会資料を持ち合わせておりませんが、国が示す戦略の活動のために最適化交付金が活用されます。
国の指針に沿って定めていますので、問題ないと考えております。

松宮委員 　　おおい町の現状は。

次長 　　平成28年のパトロール結果では、遊休農地が19.2ha、2.5%、担い手集積は平成28年12月時点で323.4ha、43.2%です。

松宮委員 　　新規参入の目標が1で、現状は。

次長 　　集落営農の立ち上げ準備や町外からの移住の相談もある。
指針の対象は平成28年度から新制度移行の委員会が

今年度中に策定し、終了は定められていない。集積は10年間となっています。

古池委員 遊休農地には梅園や樹園地も入るのか。

次 長 入ります。

議 長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第8号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めることについては、原案のとおり決定することにいたします。

[日程 5]

議 長 日程5 報告第3号 農地変換届について を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

局 長 報告第3号は〇〇の田1筆を畑にする変換届でございます。詳細は書記に説明させます。

書 記 (議案朗読)

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

岡委員 はい、議長

岡委員 事務局が説明しましたとおり現地は砂利が敷かれております。

土地を相続した申請人の居住は離れておりますが、兄弟がおおい町の付近に住んでいるとのことで、土地を管理するために町の農労災にも数名加入していると事務局より聞いております。

議長 ご報告ありがとうございます。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告が
ございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

[日程 6]

議長 日程6 報告第4号 農地変換届について を議題
といたしますが、日程7 報告第5号の申請地と隣
接しておりますので、一括して報告することといた
します。それでは事務局から説明をお願いします。

局長 報告第4号、第5号は〇〇の田2筆をそれぞれ畑にする
変換届でございまして、詳細は書記に説明させます。

書記 申請人の修正をお願いいたします。申請人の〇〇〇さん
はお亡くなりになっておりまして、二男の〇〇〇〇さん
が申請人でございます。
(議案朗読)

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件に
つきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりま
すので、農地委員さんからご報告願います。

神野委員 はい、議長

神野委員 2筆のうち、〇〇氏の〇〇番地は、以前は水稻をしてい
ましたが、災害で山の土砂が入り水稻が出来なくなってい
ます。

〇〇〇氏の〇〇番地は手入れされていますが、事務局が
説明しましたとおり、水稻をするには不便な形ですので、
畑として利用するには問題ないと判断しました。

議長 ご報告ありがとうございます。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告が
ございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

松宮委員 これまでの農地変換届も合わせて質問するが、農地変換
届が出された農地が田の転作扱いになっている。昔の転作

は土の高さを変えなかった。その説明を。

局長 (町の水田利活用自給力向上事業補助制度を説明)
この事業の補助要綱をお渡しします。

議長 この意見につきましては、双方で連絡を取り合い対応をお願いします。

[日程 8]

議長 日程 8 報告第 6 号 農地の賃借料情報について、
を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

局長 報告第 6 号は、農業委員会名で農地の賃借料情報の
提供を行うものでございまして、詳細は次長に説明
させます。

次長 はい、議長
農地の賃借料情報の提供は、農地法第 5 2 条に規定さ
れた、情報の提供等として行うものです。
(議案資料説明)
なお、公表の方法につきましては、町のホームペ
ージに掲載することとしています。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案
件につきまして、何かご意見、ご質問ございません
か。

松宮委員 どんな調査でこの情報が出てくるのか。

次長 町の利用権設定の、委員会が把握できる部分での
情報です。

会長 昨年との比較は。

次 長 (前年度の状況を回答)

議 長 それではご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、報告第6号「農地の賃借料情報について」をおおい町農業委員会名で公表することにいたします。公表の方法は、町のホームページによることといたします。

議 長 それでは、これをもちまして上程いたしました全ての日程を終了いたします。
その他につきまして、事務局よりお願いいたします。

事務局 ・農業委員会だより発行報告及び次年度広報誌作成依頼
・次会開催日報告

議 長 それではこれで、平成29年第3回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。